

エアコン設置申請前の確認事項

1 室外機を設置できる場所

室外機はベランダに設置してください。ただし、緊急時の避難経路となっていますので、避難の妨げとなるような場所（避難ハッチの上下避難経路範囲、避難器具等の使用範囲、隣の住戸との仕切板前など）には設置できません。

2 室内機の設置について

室内機はネジ・ビス止めなどでしっかりと固定し、落下等の事故が無いように十分注意してください。また、既存の壁内電気配線などにもご注意ください。

3 外壁の貫通（冷媒管の配管）について

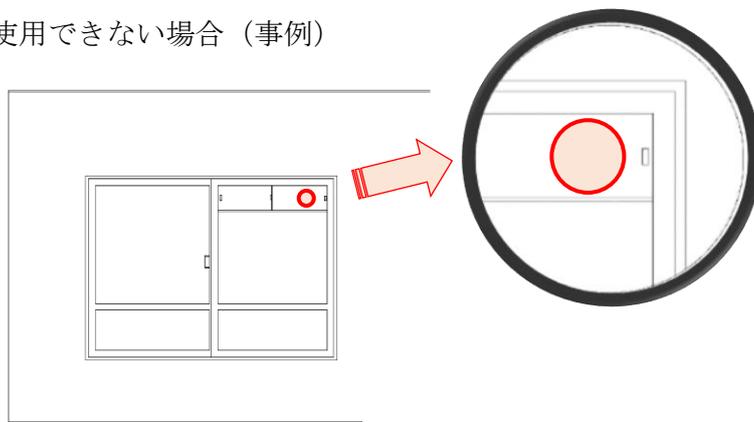
- (1) 外壁への新たな穴あけはできません。
- (2) 既存の貫通スリーブ（換気口など）を利用して設置してください。

注意）住宅に貫通スリーブが **1カ所のみ** の場合は使用できません。

1LDKなど小さい間取りの住宅では、特にご確認をお願いします。

- (3) 貫通スリーブ（換気口など）が使用できない場合（事例）

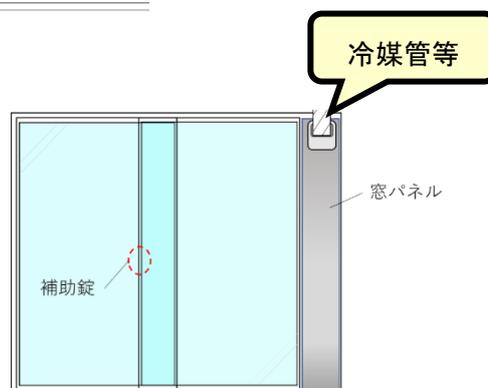
ア 換気小窓を利用する



イ 窓パネルを使用する

※注意事項

- ・鍵は補助錠を設置してください。
（1階の場合は防犯上の検討が必要です。）
- ・気密性や遮音性など低下します。



ウ 窓用エアコンを選択する

※注意事項

- ・コンセント増設が必要な場合は『市営住宅模様替等許可申請書』のコンセント設置にチェックしてください。（エアコン設置のチェックは不要です。）

4 エアコン専用コンセントについて

- (1) 住宅にエアコン専用コンセントはありませんので、新たに設置する必要があります。
- (2) エアコン用ブレーカーは単独回路としてください。
- (3) 未使用（予備）のブレーカーがなく、また新たにブレーカーを設置するスペースがない場合には、分電盤を交換する必要があります。
- (4) 分電盤からエアコンまでの配線については、原則として露出配線としてください。配線のルートがなく、やむを得ず間仕切り壁等に穴あけなどを行う場合は最小限の範囲としてください。
- (5) コンセント増設に伴う電気工事は入居者のご負担となります。なお、電気契約の変更が必要となる場合があります。

5 原状回復について

設置したエアコン、コンセント、配線、ビス・ボルト等は退去時に入居者のご負担で撤去してください。なお、退去時の原状回復で発生する補修費の負担については、各地区の指定管理者へお問い合わせください。